

環境影響評価制度について

環境影響評価対象事業一覧

福島県生活環境部環境共生課

No.	事業名	区分	環境影響評価法		福島県環境影響評価条例	
			第1種事業 (必ず環境影響評価を実施)	第2種事業 (判定により、 必要な場合環境影響評価を実施)	第1区分事業 (必ず環境影響評価を実施)	第2区分事業 (判定により、 必要な場合環境影響評価を実施)
1	道路	高速自動車国道	すべて	-	-	-
		首都高速道路等	すべて(4車線)	-	-	-
		一般国道	4車線10km以上	4車線7.5km以上10km未満	4車線7.5km以上	4車線5km以上7.5km未満
		県道、市町村道	-	-	4車線7.5km以上	4車線5km以上7.5km未満
		大規模林道	幅員6.5m(2車線)以上 20km以上	幅員6.5m(2車線)以上 15km以上20km未満	幅員6.5m(2車線)以上 15km以上	幅員6.5m(2車線)以上 10km以上15km未満
2	河川	ダム	貯水面積100ha以上	貯水面積75ha以上100ha未満	貯水面積75ha以上	貯水面積50ha以上75ha未満
		堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha以上100ha未満	湛水面積75ha以上	湛水面積50ha以上75ha未満
		湖沼水位調節施設	改変面積100ha以上	改変面積75ha以上100ha未満	改変面積75ha以上	改変面積50ha以上75ha未満
		放水路	改変面積100ha以上	改変面積75ha以上100ha未満	改変面積75ha以上	改変面積50ha以上75ha未満
		新幹線鉄道	すべて	-	-	-
3	鉄道・軌道	普通鉄道	長さ10km以上	長さ7.5km以上10km未満	長さ7.5km以上	長さ5.0km以上7.5km未満
		軌道	長さ10km以上	長さ7.5km以上10km未満	長さ7.5km以上	長さ5.0km以上7.5km未満
		飛行場	滑走路延長2,500m以上	滑走路延長1,875m以上2,500m未満	滑走路延長1,875m以上	滑走路延長1,250m以上1,875m未満
5	発電所	水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW以上3万kW未満	出力2.25万kW以上	出力1.5万kW以上2.25万kW未満
		火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW以上15万kW未満	出力11.25万kW以上	出力7.5万kW以上11.25万kW未満
		地熱発電所	出力1万kW以上	出力7500kW以上1万kW未満	出力7500kW以上	出力5000kW以上7500kW未満
		原子力発電所	すべて	-	-	-
		風力発電所	出力1万kW以上	出力7500kW以上1万kW未満	出力7000kW以上	-
6	廃棄物処理施設	最終処分場	埋立面積30ha以上	埋立面積25ha以上30ha未満	埋立面積5ha以上又は埋立容量25万m ³ 以上	-
		焼却施設	-	-	焼却能力4t/h以上	-
7	公有水面の埋立て・干拓	面積50ha超	面積40ha以上50ha以下	面積40ha以上	面積30ha以上40ha未満	
8	土地区画整理事業	区域面積100ha以上	区域面積75ha以上100ha未満	区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満	
9	新住宅市街地開発事業	区域面積100ha以上	区域面積75ha以上100ha未満	区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満	
10	新都市基盤整備事業	区域面積100ha以上	区域面積75ha以上100ha未満	区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満	
11	流通業務団地造成事業	区域面積100ha以上	区域面積75ha以上100ha未満	区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満	
12	工場又は事業場の用地の造成の事業(※)	区域面積100ha以上	区域面積75ha以上100ha未満	区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満	
		首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に基づく工業団地造成事業に限る。		製造業(加工修繕業を含む。)、電気供給業(※)、ガス供給業又は熱供給業に該当する工場又は事業場の用地の造成の事業。		
13	宅地の造成の事業(8から12までに掲げるものを除く)	区域面積100ha以上	区域面積75ha以上100ha未満	区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満	
		(独)都市再生機構及び(独)中小企業基盤整備機構が実施するものに限る。		実施主体を問わない。		
14	下水道終末処理場	-	-	敷地面積75ha以上又は汚泥焼却施設4t/h以上	敷地面積50ha以上75ha未満	
15	工場又は事業場の設置(5、6及び14に掲げるものを除く)	-	-	最大排出ガス量10万Nm ³ /h以上又は平均的な排水量1万m ³ /d以上	最大排出ガス量7.5万Nm ³ /h以上10万Nm ³ /h未満又は平均的な排水量7500m ³ /d以上1万m ³ /d未満	
16	レクリエーション施設の建設	-	-	区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満	
17	土石の採取	-	-	区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満	
	港湾計画(港湾環境アセスメント)	埋立・掘込み面積の合計300ha以上		-	-	

注) 基本的に、法の第2種事業は、条例の第1区分事業になっているが、網掛けの部分は条例で独自に定めている対象事業及び規模である。

※太陽光発電事業は、No.12「工場又は事業場の用地の造成の事業」に含まれますので、詳しくはお問い合わせください。

○ 環境影響評価とはどのような制度なのか。

- ① 規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施前に、その事業が環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行い、その結果が事業の許認可等に係る手続において事業内容に反映されることにより、環境保全への配慮を高めることを目的とした制度。
- ② 規模等により環境影響評価法又は環境影響評価条例が適用となる。
- ③ 事業者は、各手続段階での情報を公表し、住民、関係自治体等から環境保全の見地からの意見を聴くこととしている。

○ 対象事業と規模

対象事業は、道路、発電所の建設など17種類(法は13種類)とし、必ず環境影響評価を行う第1区分事業(法は第1種事業)と、環境影響評価の実施を判断(スクリーニング)する第2区分事業(法は第2種事業)を設けている。

規模(目安)	大 ←	(a)	(a)×3/4	(a)×1/2	→ 小
法	第1種事業				環境アセス必須
	第2種事業				スクリーニング
条例	第1区分事業				環境アセス必須
	第2区分事業				スクリーニング

○ 環境影響評価図書

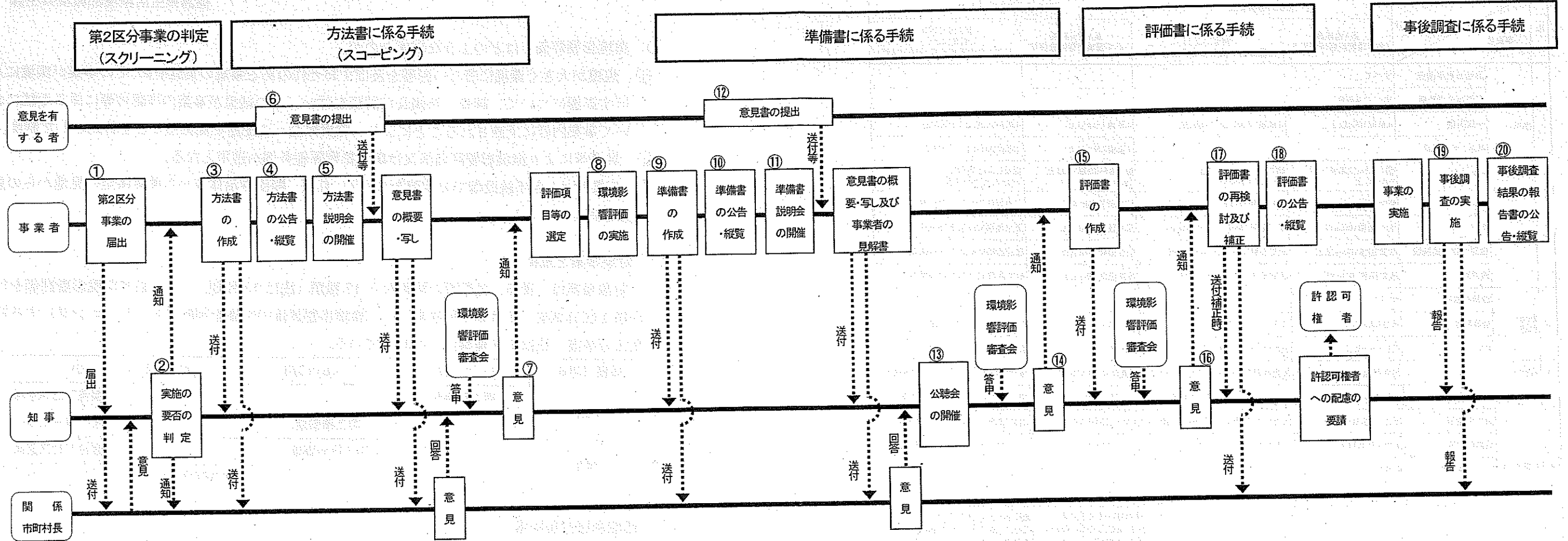
- ① 計画段階環境配慮書は、法の手続で、事業の早期段階における環境配慮を可能にするため、事業の位置・規模等の検討段階で、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書。
- ② 環境影響評価方法書は、環境アセスメントにおいてどのような項目についてどのような方法で調査・予測・評価をしていくのかという計画を示した図書。
- ③ 環境影響評価準備書は、調査・予測・評価・環境保全対策の検討の結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめた図書。
- ④ 環境影響評価書は、事業者が準備書に対する大臣、知事、住民からの意見の内容について検討し、必要に応じて準備書の内容を見直した図書。
- ⑤ 事後調査結果報告書は、工事中に実施した事後調査やそれにより判明した環境状況に応じて講ずる環境保全対策、重要な環境に対して行う効果の不確実な環境保全対策の状況について、工事終了後にまとめた図書。

○ 環境の保全の見地からの意見の機会と対象(法手続/条例手続)

	住民等	市町村	県	環境省
配慮書	事業者*1/-	事業者*1/-	事業者*1/-	主務大臣*2/-
方法書	事業者/事業者	県/県	事業者*3/事業者	主務大臣*2/-
準備書	事業者/事業者	県/県	事業者*3/事業者	許認可権者*4/-
評価書	-/-	-/-	-/事業者	許認可権者*4/-

*1 事業者の努力規定 *2 主務大臣から事業者へ意見、助言 *3 発電所に係る手続の場合は経済産業大臣 *4 許認可権者から事業者へ意見

条例の環境影響評価手続の流れ



①第2区分事業の届出

第2区分事業を実施しようとする者は、その事業について条例に基づく環境影響評価の手続を行う必要があるかどうかの判定を受けるため、その内容等を知事に届け出ます。(条例第5条)

②実施の要否の判定

知事は、届出について、地元市町村長の意見を勘案して、環境影響評価の手続を行うかどうかを判定し、事業者及び地元市町村長に通知します。(第5条)

③方法書の作成

事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目及び調査等の手法を記載した環境影響評価方法書(「方法書」)を作成し、知事及び関係市町村長に送付します。(第6、7条)

④方法書の公告・縦覧

事業者は、方法書について公告を行い、公告の日から1週間縦覧に供します。(第8条)

⑤方法書説明会の開催

事業者は、方法書の記載事項を周知させるため、関係地域内において説明会を開催します。(第8条の2)

⑥方法書についての意見書

方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間(1週間)及びその後の2週間の間に、事業者に環境の保全の見地からの意見書を提出することができます。(第9条)

⑦方法書についての知事の意見書

知事は、市町村長の意見や環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を踏まえるとともに、必要に応じ福島県環境影響評価審査会の意見を聴いた上で、事業者に意見を述べます。(第11条)

⑧環境影響評価の実施

事業者は、知事や環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を踏まえ、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目等を選定し、これに基づき環境影響評価を実施します。(第12、13条)

⑨準備書の作成

事業者は、環境影響評価の結果を記載した環境影響評価準備書(「準備書」)を作成し、知事及び関係市町村長に送付します。(第14、15条)

⑩準備書の公告・縦覧

事業者は、準備書について公告を行い、公告の日から1週間縦覧に供します。(第16条)

⑪準備書説明会の開催

事業者は、準備書の記載事項を周知させるため、関係地域内において説明会を開催します。(第17条)

⑫準備書についての意見書

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間(1週間)及びその後の2週間の間に、事業者に環境の保全の見地からの意見書を提出することができます。(第18条)

⑬公聴会の開催

知事は、準備書について意見を述べるに当たって、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催します。(第20条)

⑭準備書についての知事の意見書

知事は、関係市町村長の意見や環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を踏まえるとともに、必要に応じ福島県環境影響評価審査会の意見を聴いた上で、事業者に意見を述べます。(第20条)

⑮評価書の作成

事業者は、知事や環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を踏まえ、準備書の記載事項について検討を加え、必要に応じ追加調査等を実施し、環境影響評価書(「評価書」)を作成し、知事に送付します。(第21、22条)

⑯評価書についての知事の意見書

知事は、必要に応じ環境影響評価審査会の意見を聴いた上で、事業者に対し意見を述べることができます。(第22条の2)

⑰評価書の再検討及び補正

事業者は、知事の意見を踏まえ、評価書を再検討し、必要な措置をとるとともに、評価書を関係市町村長に送付、又は補正した場合は補正後の評価書を知事及び関係市町村長に送付します。(第22条の3、第22条の4)

⑱補正した評価書の公告・縦覧

事業者は、評価書(補正した場合は補正後の評価書)について公告を行い、公告の日から1週間縦覧に供します。(第23条)

⑲事後調査の実施

事業者は、公告した評価書に記載した事後調査計画に基づき調査を実施し、その結果を知事及び関係市町村長に送付します。(第34条)

⑳事後調査結果の報告書の公告・縦覧

事業者は、事後調査結果の報告書について公告を行い、公告の日から1週間縦覧に供します。(第34条の2)